

物価高騰対策
「Vanilla Visaギフトカード」
の送付方法



物価高騰対策として配付する「Vanilla Visaギフトカード」を、世帯主宛に簡易書留で送付します。原則、手渡しでの受取が必要です。受取にはサインか印鑑が必要で、不在票が入っていた場合、翌日より再配達やあきる野郵便局の窓口で受取が可能です。

※Vanilla Visaギフトカードの配付に関して、市役所や郵便局が金銭等を要求することはありません。詐欺にご注意ください。

▽送付時期 4月下旬～5月下旬予定
▽問合せ あきる野市物価高騰対策ギフトカードコールセンター ☎050-3818-7878 6月15日(月)まで午前9時30分～午後5時30分(土曜・日曜、祝日を除く)
▽担当課 商工振興課商工振興係

後期高齢者医療保険料率
などが変わりました

東京都後期高齢者医療広域連合は、2年ごとに行う見直しにより、令和8・9年度の保険料率などを決定しました(表1のとおり)。

今年度から子ども・子育て支援金分が創設され、子どもや子育て世代を全世代・全経済主体が支える新しい仕組みとして、医療保険と合わせて負担していただくこととなります。

▽その他 詳しくは、7月中旬に送付する令和8年度の後期高齢者医療保険料率決定通知書・納入通知書に同封のチラシをご覧ください。

▽問合せ 制度について：広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519、☎03-3222-4496 (IP電話)

表1 令和8・9年度 保険料など

	均等割額	所得割率	年間保険料 限度額
医療分	53,300円	9.88%	85万円
子ども・子育て支援金分	1,300円	0.26%	2万1千円

※1 令和9年度の子ども・子育て支援金分については変更となる可能性があります。
※2 所得の低い方に対して実施している均等割額の軽減について、令和8・9年度は医療分に限り、7割軽減の区分に該当する方の軽減割合が「7.2割」となります。

●個別の相談について：保険年金課後期高齢者医療係

市ホームページ



国民年金保険料「学生納付特例制度」(ガフトク)



大学や専修学校に在学中の20歳以上の学生(本人の前年所得が基準額以下の方に限ります)は「学生納付特例制度」を利用することで、在学期間の保険料納付が猶予されます。保険料を期限(翌月末)までに納付しない、不慮の事故などで障がいの状態になったとき、障害基礎年金を受け取れない場合があります。

ますので、納付が困難な方は早めに申請してください。
●学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納付(追納)できます。
●追納時期で当時の保険料に加算額がつく場合があります。
●卒業した方で、保険料の納付が困難な場合は、「免除・納付猶予制度」をご利用ください。
▽申請方法 「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出してください。
●マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーから電子申請ができます。
▽持ち物 学生証が在学証明

防犯機器等の購入費補助

防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現に寄与するため、強盗などによる侵入盗被害防止に向けて防犯機器等を設置する市民に対し、その経費の一部を補助します。

▽申込期限 令和9年2月26日(金)まで

●補助は、1世帯につき1回(1回の申請で複数品目の申請可)申請者は、世帯主かこれに準ずる方(管理者など居住者以外の申請は不可)
●店舗兼住居の方は、設置場所が店舗等ではなく、住居使用している箇所であること
●共同住宅にお住まいの方は、管理者等の同意を得ること
●賃貸物件にお住まいの方は、賃貸物件の所有者や管理者等の同意を得ること
●設置費用を申請する方は、専門業者が設置していること
●防犯カメラなどカメラ機能がある機器を設置するときは、次の事項を守ってください。
●設置場所と撮影範囲は、申請者の管理の及ぶ範囲(敷地)

●補助額 防犯機器等購入費及び購入品の設置費等の総額の2分の1の額(千円未満切り捨て)で、1世帯当たり上限1万円。
●ポイント利用の場合は、割引と同様として補助対象金額には含めません。

書、マイナンバーカード(お持ちでない方は、運転免許証など本人確認ができる書類)

更新手続きが必要で

令和8年3月までの申請分が承認された方で、4月以降も在学予定の方に、日本年金機構から手続案内を送付しています。案内が届いた方で、継続申請する場合は、申請書(はがき)に必要な事項を記入の上、返送してください。
●在学する学校などに変更がある方は、申請書(はがき)では申請できません。
▽申請・問合せ 保険年金課年金係、ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

固定資産税・都市計画税
納税通知書(課税明細書)
の発送



固定資産税は、1月1日現在、市内に土地、家屋、事業用償却資産を所有している方に課税されます。課税内容を記載した納税通知書(課税明細書)を5月に発送しますので、ご確認ください。また、国の施策に伴い、

※申請書、誓約書、請求書は、窓口に配置しています(市ホームページからもダウンロード)

納税通知書(課税明細書)の様式が変更になりました。課税明細書の見方は、同封の「土地と家屋のことしの税金」が市ホームページをご覧ください。
●非課税物件は、明細に記載されません。
●免税点未満の場合には、納税通知書は発行されません。
●課税明細書は、確定申告などに利用できます。
●所有する固定資産と課税明細書の内容が異なる場合は、連絡してください。
▽問合せ 課税課固定資産税係

市ホームページ



表2 補助対象等

補助対象	補助対象外
● 侵入盗被害防止に有用な防犯機器等で新たに購入するもの ● 上記に係わる専門業者が行う設置費(設置の際に発生する交換も含む) ● 対象品 防犯カメラ(屋外設置に限る)※、カメラ付インターフォン、防犯フィルム※、面格子、人感センサーライト、人感センサーアラーム、鍵(補助鍵等)、サムターンカバー(内鍵カバー)、ロックカバー(鍵穴カバー)、防犯砂利※、ダミーカメラ、雨戸、シャッター、ガードプレート、ガラス破壊センサー、カム送り防止具、防犯ガラス※	● 機器購入に係る配送料 ● 既存機器等の撤去費、移設費、リサイクル料、廃棄手数料 ● リース料、警備委託料、通信費、電気代 ● 譲受品、個人間での購入品(フリマアプリを含む) ● 防犯ブザーなどの携行品や道具類 ● 専門業者以外が行った設置や交換の施工費用 ● 領収書が発行されない購入 ● 申請者の住居に設置されない機器等 ● その他左記に記載が無い防犯機器等

※商品説明等に「防犯」等の記載があるものに限る。

納税などには便利な口座振替をご利用ください